

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和6年7月4日付けで提起した葛飾区長（以下「処分庁」という。）に対する保有個人情報開示決定処分（一部不開示）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、2023（令和5年）年10月12日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第77条第1項の規定に基づき、下記の保有個人情報の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

記

葛飾区福祉事務所長が保有する請求人世帯の開示日までのケース会議記録（類似の名称によるもの及び何らかの合議体により検討された際の記録を含む）

- 2 処分庁は、令和5年10月25日、保有個人情報開示決定処分（一部不開示）をし、同日付けで審査請求人に通知した（令和5年10月25日付け5葛福東第361号）。

- 3 処分庁は、令和6年6月26日、同処分を取り消すとともに、同日、保有個人情報開示決定処分（一部不開示。以下「本件処分」という。）をし、いずれも同日付で審査請求人に通知した（6葛福東第197号，同198号）。本件処分において、令和5年8月31日付けケース診断会議記録票並びに令和5年9月8日及び同月14日それぞれ開催のケース診断会議記録票（持ち回り決裁会議用）が開示されたが、令和5年8月31日付けケース診断会議記録票の事例の概要の大部分並びに討議の経過及び討議の結果の全て（以下併せて「本件情報1」という。）、令和5年9月8日開催のケース診断会議記録票（持ち回り決裁会議用）の検討内容欄記載の担当者名（以下「本件情報2」という。）が不開示となった。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和6年7月4日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 理由付記の不備

理由付記の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を処分の相手方に知らせることで不服申立ての便宜を図り、処分の相手方において十分な不服理由を主張できるようにすることにある（最高裁判所第三小法廷昭和47年12月5日判決・民集26巻10号1795頁）。

本件処分の理由付記は不十分であり、何について主張すべきか不明であり、審査請求人において十分な不服理由を主張することができず、理由不備の違法がある。

(2) 個人情報保護法第78条1項7号該当性

本件情報1を開示しても、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は存在しない。

ケース記録においては、多数の下級審裁判例において、客観的具体的事実が記載されていること等を理由に開示が認められているが、ケース会議録においても客観的具体的事実が中心に記載されるはずであり、それに基づく評価が記載されていたとしても、開示によっても支障は生じず、支障を生じたとしても処分庁はそれを甘受すべき

である。

仮に、開示されても、具体的支障が現実化する蓋然性はない。

(3) 個人情報保護法第78条1項2号該当性

処分庁は同号イからハまでに該当しないことを主張しておらず、不開示とした具体的理由を述べていないため、失当である。

(4) 個人情報保護法第80条の検討不尽

処分庁は、個人情報保護法第80条による開示の可能性を検討しておらず失当である。

2 処分庁の主張

(1) 理由付記の不備

理由付記の不備はない。

(2) 個人情報保護法第78条第1項第7号該当性

ケース診断会議は、ケースワーク記録とは異なる。ケース診断会議は、担当者が十分な実態把握を行い、事例の内容、問題点や現状の報告を行い、検討や討議を行ったものであり、その扱う事例の困難性や秘匿性から関係者のみ参加した非公開によって開催されたものであり、適正な保護を実施するために関係者が率直に行った判断形成過程の情報、検討・討議の経過及び結果が記載されているものであり、ケースワーク記録とは異なり、開示されるべきではない。

(3) 個人情報保護法第78条第1項第2号該当性

同号柱書に該当し、同号イからハまでに該当しない場合には、開示すべき場合に該当しないのであって、本件においては、同号イからハまでに該当しないのであるから、本件処分は適切であり、理由付記にも不備はない。

(4) 個人情報保護法第80条の検討不尽

本件情報には、公開することにより生活保護に関する業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれるため、不開示としたものであり、適切である。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

(1) 個人情報保護法

(開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二

条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とす

る。

(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(2) 各種通知

ア 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日厚生省社会局長通知）

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。（第3の5）

イ 暴力団員に対する生活保護の適用について（平成18年3月30日社援発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

(ア)保護を申請し、又は申請しようとする者（以下「申請者等」という。）が、申請・相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると

疑われる場合（例：「過去には暴力団員であったが、現在は脱退している」と主張するものの、就労状況や生活実態等に照らして離脱の真偽が疑われる場合）には、警察等の関係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ福祉事務所長、査察指導員等幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、福祉事務所においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めること。

また、ケースワーカーや面接相談員は、ケース診断会議等を通じて決定された福祉事務所の指導方針に沿って、これらケースに対応すること。（２（１））

（イ）申請者等が暴力団員である場合には、ケース診断会議等を通じて保護の受給要件の適合性について厳格な審査を行い、指導指示方針を明確にして対応に臨む必要がある。（２（３））

ウ 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年３月30日社援発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

（ア）保護の要否判定、保護の決定にあたっては、各種調査に速やかに着手し、必要な調査は全て実施する。調査を法定期限内に終わることができない場合には、申請内容に係る疑義の程度や申請者の困窮状況等を個別に検討した上で、期限を延長する必要がある場合には、申請があった日から30日を限度として延長する。その際、主に査察指導員による進行管理や調査結果の点検等を行うなど組織的に管理し、延長等の判断を行う必要がある。なお、やむを得ず、各種調査の結果が揃わないままに、保護の決定を行った場合には、調査結果の判明後、速やかに保護の要否等について決定した内容を再確認する。

また、ケース診断会議を適宜活用し、援助方針等を明確にし、特に、援助困難ケースについては、その後のケース援助に重大な影響を及ぼすこととなるので、自立阻害要因を的確に把握し、ケース診断会議における検討を行う等により組織として当該被保護者の状況に応じた援助方針を樹立するよう徹底する。

（Ⅰ 1（４））

（イ）稼働年齢層の者がいる場合等で、再三の指導にもかかわらず収入申告書等の提出に応じないため、保護の要否判定あるいは保護の程度の決定ができない場合には、ケース診断会議で援助方針を決定し、それに基づき申告するよう改めて口頭で指示し、一定期間経過しても、申告しない場合には、法第27条により

文書指示し、それでもなお従わない場合には、所要の手続を経て保護の変更、
停廃止を検討することとなる。（Ⅰ 3 (2)）

（ウ）文書での指導指示や保護の変更、停止又は廃止等が将来的に必要となると判断される場合は、口頭による指導指示の方法に準じ、ケース診断会議等に諮り、組織として、指導指示の理由、内容、時期等を検討しケース援助の全般を含めた具体的な方針を決定する。（Ⅱ 1 (2)ア）

（エ）文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項の規定による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。（Ⅱ 2）

（オ）適職がない等を理由に稼働しないものについては、稼働能力を活用するために誠実に求職活動等しているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。（Ⅱ 3 (2)ア）

（カ）客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認ができた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して、決定する。この際には、不正受給の内容が明らかとなるケース検討票を作成するとともに、参考資料を整理し、会議での協議検討・決定が円滑に行われるよう工夫する。（Ⅲ 3）

（キ）費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえで、必要な措置を講じる。（Ⅳ 2 (2)）

（ク）法第78条では、保護の実施機関は、不正受給の徴収金に加え、徴収金に100

分の40を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収できることとしている。

このことから、特に悪質な不正受給があった場合等には不正受給を行った金額に加算して徴収することにより厳正に対処することとし、また、その判断に当たっては、原則ケース診断会議等を開催するなど、組織的な検討を行い決定する。（Ⅳ 4 (2)）

(3) ケース診断会議運営要領

処分庁福祉事務所は、ケース診断会議運営要領を定め、ケース診断会議により複雑で困難なケースを取り上げて検討及び討議し、当該ケースの問題解決について事務所としての統一した処遇方針を定め、もって適正な保護を実施するためケース診断会議を開催するものとしている。

2 判断

(1) 理由付記について

審査請求人は、本件処分には、理由付記の不備があると主張する。

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条は「行政庁は、申請により求められた許可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」としている。この趣旨は、処分の理由についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにある。そのことからすれば、理由付記は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者において、その記載自体から了知しうるものでなければならない（最判昭和60年1月22日民集第39巻1号1頁）。

この点本件処分においては、本件情報1及び同2を開示しないこと理由欄には、以下のとおり記載されている。

① 本件情報1（令和5年8月31日ケース診断会議記録の不開示箇所）

福祉事務所の非公開の会議体において請求人世帯についての率直な意見、評価等、援助方針などの検討経緯、検討結果並びに検討・判断の過程や内容等が推定できるおそれがある事実が記載されているものであり、これを公開することで今後の会議において率直な意見、評価等に基づいた検討ができなくなるおそれがあり、生活保護に関する業務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（個人

情報保護法第78条第1項第7号該当)。

② 本件情報2 (令和5年9月8日ケース診断会議)

開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため(個人情報保護法第78条第1項第2号該当)。

本件処分においては、このように適用した条項が明示され、条項の要件に該当する事実が記載されており、理由付記に不備はない。

なお、本件処分においては、本件情報2に関して個人情報保護法第78条第1項第2号イからハまでに該当しないこと及び本件情報1及び2に対する個人情報保護法第80条に関する検討の結果が記載されていないが、本件処分の理由の記載によっても、処分庁が個人情報保護法第78条第1項第2号イからハまでに該当する事実がないと判断したこと及び個人情報保護法第80条を適用しないと判断したことが読み取れるため、この点においても理由付記に不備はない。

(2) 個人情報保護法第78条第1項第7号該当性

審査請求人が主張するとおり、同号の「支障」は、名目的なものでは足りず、実質的なものが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である。

他方で、ケース診断会議は、法定の会議体ではなく、複雑で困難なケースが生じた場合に、これを検討し、事務所として統一した処遇方針を定め、適正な保護を実施するために幅広く協議するために開催されるものであり、様々な事項が議題とされており、同会議議事録を公開するか否かについては、記載事項を個別に検討して判断すべきである。

この点、本件情報1に関するケース診断会議は、個別の申請について検討したものではなく、審査請求人と処分庁職員との確執等により処分庁職員と審査請求人との意思疎通及び審査請求人の世帯に対する処遇が困難となったことから、その対応を検討したものである。

検討の結果に関しても、概ね今後の検討の方向性が決定されたに過ぎず、具体的で明確な決定事項は存在しない。

このような状況で、本件情報1を開示すれば、処分庁がいかなる事実を審査請求人との確執ととらえているか明確になるとともに、また、処分庁が検討し、実際には行

われていない検討の内容も明確になる。

現に、処分庁と審査請求人との間に確執が生じている状況において、これらの検討内容を明確にすることは、審査請求人と処分庁との確執をより強めることにつながりかねず、適切な生活保護業務の実施を行うために必要な要保護者の資産および収入の状況、健康状態その他の事項の情報収取等が実質的に困難となる蓋然性が極めて高い。

それゆえ、本件情報1は、個人情報保護法第78条第1項第7号柱書に該当し、本件情報1を不開示とした点について、本件処分は違法又は不当とはいえない。

なお、審査請求人は、ケース記録に関するいくつかの裁判例を引用しているが、ケース記録は保護決定の根拠と適用プロセスを客観的事実に即して記載すべきものであるのに対して、本件で問題となっているケース診断会議は、決定を要する事項のみならず、複雑で困難なケースに対応するため様々な議題を対象としており、必ずしも客観的な事項が中心とはいえないのであるから、審査請求人引用の各裁判例は、ケース診断会議には必ずしも妥当しない。

(3) 個人情報保護法第78条第1項第2号該当性

本件情報2には、審査請求人が褥瘡防止用マットを購入した業者の担当者名が記載されている。

当該担当者の氏名は、それ自体により特定の個人を識別することができるのであるから、同号に該当する。

よって、この部分を不開示とした点において、本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

この点審査請求人は、処分庁は、同号イからハまでに該当するか否か主張していないとするが、同号イからハまでに該当するような事情は認められず、また、処分庁もこれらに該当しないことを当然の前提としており、この点においても違法又は不当な点は見当たらない。

(4) 個人情報保護法第80条の検討不尽について

同条は、個人情報保護法第78条の規定により開示が禁止されている情報について、行政機関の長等の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことを認めたものであるが、裁量権の逸脱濫用があった場合には、その行使又は不行使が違法又は不当なものとなり得る。

この点、本件情報 1 については、上述のとおり開示により具体的な支障が生じる蓋然性が高いこと、適切な生活保護業務の実施を上回る審査請求人の利益があるとはいえないこと、本件情報 2 については、該当の個人の個人情報を保護するために不開示とすることが必要であるから、個人情報保護法第80条を適用して開示しなかった処分庁の判断に違法又は不当な点は存在しない。

審査請求人は、本件各情報は、福祉事務所長の処分等に対して争訟を提起するために必要とするが、審査請求人の争訟との関連が明確ではなく、また、争訟に必要不可欠な情報とはいえない。仮に争訟に利用する場合であって、必要不可欠な場合には民事訴訟法上の手続によりこれを入手する余地もあるのであるから、かかる事情があったとしても処分庁の判断に裁量権の逸脱濫用は認められない。

(5) 小括

処分庁は、上述のとおり、個人情報保護法に基づく適正な手続により本件処分を行ったものと認められ、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 8 月 10 日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。